

平成 27 年 12 月 18 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 1 8 日（最終日）

- 日程第 1 議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 4 議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第10 閉会中の継続審査（調査）について

2 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程に同じ

3 議 員 の 出 欠 席 状 況

出席議員（10名）

1 番	石 黒 正 重	3 番	高 原 典 之
4 番	清 水 英 勝	5 番	藤 井 満 久
6 番	山 下 節 子	7 番	吉 原 一 治
9 番	松 本 保	10番	鈴 川 和 彦
11番	榎 本 芳 三	12番	榎 戸 陵 友

欠席議員（1名）

8 番 鳥 居 恵 子

欠 員（1名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	林昭利
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	渡辺三郎	住民課長	宮地廣二
福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主査	保母公次
--------	------	----	------

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

年末もあと10日ばかりという形で、師走も過ぎております。

昨日から、とても寒い夜を迎えております。体調には気をつけていただきまして、年末、それから改めまして年始を迎えるという時期となってまいりました。お忙しいとは思いますが、お体のほう気をつけていただきたいと思っております。

なお、本日朝聞いたところによりますが、鳥居恵子議員が入院したということでありますので、この寒さ、それから正月の忙しさ、皆さん気をつけていただきまして、年末年始を乗り切っていただきたいなあと思っております。よろしく願いいたします。

去る12月8日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきまして、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第1、議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る15日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、個人番号その他の特定個人情報の漏えいなどへの対策はどのようになっているか。答弁としまして、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いに関しては、法や条例などの制度面とシステム面による保護措置がとられ、個人情報の持ち出しが厳しく制限されることとなります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの副委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

私は、議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律に基づき提案されたものです。法律は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている人全員に生涯変えられない原則の番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報を国が管理し、行政手続で活用する仕組みです。

10月から簡易書留で番号通知が始められ、当町でも配達されましたが、このナンバー法は、事業所では従業員の給与からの税、社会保険料などの天引き、手続などに番号を使うことが義務づけられているため、従業員本人はもちろんのこと、配偶者、扶養家族の番号も勤務先に申告することが求められます。企業側は、従業員の番号の厳格な管理が求められており、対応に大わらわになっており、システムの更新や整備の費用、人的体制確保が重い負担となっている中小企業者から悲鳴が上がっています。

多大な負担を求めながら、国民にも企業にもマイナンバーの恩恵はほとんどありません。政府は、マイナンバーがあれば、公的年金の申請などで複数の書類をそろえる手間が省けると盛んに宣伝しています。

本条例は、法律でカバーすることができない子供医療費支給条例、母子父子家庭医療費支給条例、障害者医療費支給条例、災害弔慰金の支給条例、精神障害者支給条例、就学援助支給条例、私立幼稚園補助金交付、特別支援教育就学奨励費支給、後期高齢者福祉医療支給、不妊治療費の助成、地方税法に基づく条例による賦課徴収など、町が独自で実施している税・社会保障部分でマイナンバーを利用できるように提案されたものであります。

前記の事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報を利用できるものであると考えます。マイナンバー制度によってつけられた個人番号の利用範囲は、預貯金や特定健診情報などへの拡大が、ことしの通常国会で成立しました。マイナンバー利用範囲が拡大されました。

今後、利用範囲の拡大が進められれば、個人情報全てが国によって管理される事態になる危険があります。法改正に連動して、条例改正が行われることによる住民のプライバシー保護について危惧するものであります。

個人情報のセキュリティが十分保障されていないマイナンバー制度、一旦外部に情報が流出した場合、重大な被害が発生します。個人情報を当局が自由に利用できる本条例に対して、反対討論とするものです。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号の件を起立により採決いたします。

本件に対する副委員長長の報告は可決であります。本件は、副委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第2、議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第3、議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第69号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第4、議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第70号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第71号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険条例の一部改正として、個人番号を追加することではありますが、法改正に連動して条例改正が行われることによる住民のプライバシー保護について危惧するものがあります。個人情報のセキュリティが十分保障されていないマイナンバー制度、一旦外部に情報が流出した場合、重大な被害が発生します。

以上に対して、反対討論とするものです。終わります。

○議長(松本 保君)

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

○議長(松本 保君)

日程第6、議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第72号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、離島活性化交付金が不採択になった理由は何か。答弁としまして、平成26年度春より、国・県と協議を進め、採択される見込みとなったため、当初予算に計上しました。平成27年5月1日付で、国から採択の内示がメールでありましたが、その後、新規要望額が国の予算を大幅に超過したこと、交付金の本来の趣旨である雇用創出・産業育成を重く見るという方針に変更されたという理由などにより、交付金メニュー中の安全安心向上事業が全て不採択になったと聞いております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第72号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

検査財政課関係について、質疑としまして、町債の返済はどのようにしていくのか。答弁としまして、借り入れ事業や借入先により、償還年数や利率は異なりますが、償還期間を20年とした場合は、年0.7%の利率で償還する予定です。

次の質疑としまして、借り入れに対して交付税措置はどれくらいあるのか。答弁としまして、借り入れ事業により交付税算入率は異なりますが、臨時財政対策債は、元利償還額の100%、国の補助の対象となる災害復旧工事に係る町債は、元利償還額の95%が後年度、交付税算入されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本 保君)

日程第7、議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第73号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、歳入の介護予防サービス計画費収入が減額となっているが、見込みの減か。答弁としまして、今回の補正予算の歳入歳出総額を合わせるための調整分です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第73号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(松本 保君)

日程第8、議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。

藤井総務建設副委員長。

○総務建設副委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第74号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、岩屋配水池改良工事のおくれによる影響はないか。答弁としまして、特に影響はありません。

次の質疑としまして、職員給与費の減額幅が大きいのはなぜか。答弁としまして、人事異動により、勤続年数の長い職員が新規採用職員等になったため、減額幅が大きくなりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第74号の件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は可決であります。本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件について

○議長（松本 保君）

日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第10 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（松本 保君）

日程第10、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（松本 保君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[閉会 9時56分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員